

一、衆議院の歐州各国調査団の報告書を興味深く拝読したが、各国の戦後における憲法改正の回数が予想以上に多い事に驚いた。

例えは、ドイツは、再軍備や東西ドイツ統合などのため、四十六回も改正している。専門家は、「国家を現実に適合させる必要があったため」とこの理由を語っている。

又、イスラエルは、一八七四年制定の憲法を百四十回改正した。昨年の全面改正では遺伝子技術の乱用防止など生命倫理規定まで盛込んだ。関係者は、「世の中がどんどん変っているので、今迄以上のペースで憲法を改正する事もあり得る」と語っている。

印象に残るのは、ローマ史研究作家の塩野七生さんナナミの「ローマ法は、法に人間を合わせるのでなく、人間に法を合わせるのが特徴である。憲法も、しばしば変る可能性を持つた方がよい」という趣旨の発言をされ、そのため改憲のハードルを下げよと提案されている。

二、現憲法の「国民主権」「平和主義、民主主義」「基本的人権の尊重」の三つは、高く評価され、今後とも堅持されるべき大原則である。一方で、法制定後五十年余経過し、国内外の状況は大きな変化を遂げた。私どもとして、当面検討を要すると思われる主な点を次に述べる。

- 戰争放棄という現行の理想に加え、大量殺傷兵器の廃絶を訴えるとともに、自衛のための組織、有事の際の危機管理の原則を明文化する。
- 國際機関の行う平和維持、人道支援活動のため自衛隊の一部を派遣する場合があること。
- プライバシー保護、地球環境権規定の新設。
- 重要課題に迅速、機動的に対応するため、総理大臣のリーダーシップを強化すること。
- 中央集権と対応する地方分権の主旨の明確化。
- 憲法裁判所新設の検討。
- 憲法改正規定の条件緩和。

以上の中から特に緊急を要すると認められるものを、国会で選び、改正の手続きに入る。全ての問題に完璧な対応をめざせば、膨大な年月がかかる。ここは、とにかくターゲットをしづらり、改正の実績を作る事が重要であると考える。